

寿都湾

☆ 議会だより

No. 154 平成24年8月

発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成24年 第2回定例会

平成24年第2回定例会は、6月19日招集され、町長の行政報告の後、報告1件、選挙1件、条例の制定1件、単行議案5件、補正予算3件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

平成23年度寿都町一般会計及び各特別会計の決算について、5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その概数を報告いたします。

■一般会計

○歳入

48億1千642万3千円

○歳出

47億8千237万9千円

○差引額

3千404万4千円

（翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額）浜中道路線改良事業の一般財源の5万6千円。この繰り越す財源が含まれているため、

計

○歳入

5億1千165万2千円

○歳出

5億817万2千円

○差引額及び実質収支額

348万円

■後期高齢者医療特別会計

○歳入

4千924万8千円

○歳出

4千900万5千円

○差引額及び実質収支額

24万3千円

■介護保険事業特別会計

○歳入

3億9千583万円

○歳出

この額を差し引いた実質収支額は、3千398万8千円になります。）

■国民健康保険事業特別会計

計

○歳入

5億1千165万2千円

○歳出

5億817万2千円

○差引額及び実質収支額

348万円

■後期高齢者医療特別会計

○歳入

4千924万8千円

○歳出

4千900万5千円

○差引額及び実質収支額

24万3千円

■介護保険事業特別会計

○歳入

3億9千583万円

○歳出



7月14・15日に寿都神社例大祭が開催されました

3億8千421万3千円
○差引額及び実質収支額
1千161万7千円
■簡易水道事業特別会計
○歳入
1億4千625万6千円
○歳出
1億4千242万9千円
○差引額及び実質収支額
382万7千円
■公共下水道事業特別会計
○歳入
2億6千31万9千円
○歳出
2億5千256万4千円
○差引額及び実質収支額
775万5千円
■風力発電事業特別会計
○歳入

2億7千9万4千円
○歳出
2億6千653万4千円
○差引額及び実質収支額
356万円



以上、各会計の決算については、係数整理の上、監査委員の意見を付して議会に提出いたします。

審議した案件

報告

◆平成23年度寿都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

平成23年度事業のうち次の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越を行ったもの。

(第213条1歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。)

【浜中道路線改良事業】

道路延長180m、工期は6月末を予定しており、事業費の1千618万9千円を平成24年度へ繰越したことの報告です。

選挙

◆寿都町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙………

………原案可決
平成24年6月26日で、4年間の任期満了となる選挙管理委員、同補充員を、議会で選挙(指名推薦)した

結果、次の方が当選されました。(敬称略)

●選挙管理委員

成田 正俊(再)

字湯別町下湯別

本田 清吾(再)

字大磯町

高橋 康子(新)

字矢追町

本庄 俊一(新)

字矢追町

●選挙管理委員の補充員

樋谷 和幸(再)

字磯谷町鮫取瀬

吉田 豊通(再)

字歌棄町歌棄

亀谷 仁志(再)

字歌棄町歌棄

高橋 晴夫(再)

字磯谷町島古丹

条例の制定

◆住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定………原案可決

日本に入国、在留する外国人は年々増加しており外国人の方の居住、身分関係は、「外国人登録法」により把握されていましたが、

外国人住民の居住実態や世帯情報が行政内で十分に把握されず、行政サービスが行き届きにくいという指摘がありました。そこで、入国管理法等を改正することにより、「外国人登録法」

が廃止され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とする法改正が行われ、7月9日から施行されます。

これに伴い、関係する条例について所要の改正行うものです。

単行議案

◆辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更………

………原案可決

平成21年度に策定した歌棄辺地と磯谷辺地の総合整備計画変更するもので、歌棄辺地では、有戸漁港内に設置する荷捌き施設を整備し、磯谷辺地においては、島古丹地区に配備の消防小型ポンプ車を入替るために計画の変更を行うものです。

なお、この計画変更により、辺地対策事業債の借入れが可能となります。

◆寿都町の区域内に新たに生じた土地の確認

◆寿都町の字の区域の変更………

………原案可決

第3種寿都漁港整備に伴う公有水面埋立工事により、新たに生じた土地の確認と編入する区域を大磯町にするものです。

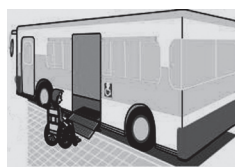
◆北海道が行う公有水面埋立てに関する意見………

………原案可決

北海道が行う美谷漁港施設用地造成のために、公有水面を埋立てすることについて、北海道知事から意見を求められており、公益上支障がないものと意見を述べるものです。

◆公用車(福祉バス)購入契約………

………原案可決
15年を経過し、老朽化した現在の福祉バスを更新するものです。



・契約の方法指名競争入札

・契約の金額
1千999万9千295円

・契約の相手方
小樽市築港6番10号

北海道いすゞ自動車
株式会社小樽支店

支店長 深澤 靖宏

・納期
平成24年10月31日

◆補正予算

◆寿都町一般会計補正予算(第1号)………

………原案可決

(賛成8：反対0)

森林区域の拡大に伴う作業専用道路の整備や公営住宅の改修に追加計

上するなど、予算額に2千728万1千円を追加し、総額34億6千428万1千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費(ふるさと振興基金及び水産振興基金の積立ほか)………167万2千円増

・民生費(医療従事者等の奨学資金繰出金ほか)………160万5千円増

・農林水産業費(林業専用道路整備に伴う設計委託料ほか)………2千5万円増

・土木費(汐路公営住宅の改修工事追加など)………350万円増

◆寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)………

………原案可決

(賛成8：反対0)

70から74歳までの被保険者の一部負担金の割合を判定するためのシステム改修費10万5千円を追加し、総額5億3千330万5千円とするものです。

◆寿都町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)………

………原案可決

(賛成8：反対0)

4月の職員の昇任に伴う職員手当の15万4千円を追加し、総額2億4千835万4千円とするものです。

ここが聞きたい

一般質問

第2回定例会での一般質問では3名の方から6項目について質問がありました。

幸坂 順子 議員

行政 上下水道使用料について



■質問

本町の水道使用料の基本料は8トンで、月額1千520円となっております。使用料8トン以下は736件、比率にして47%で多くは高齢者世帯と思われます。そのうち下水道加入が328件、比率にして37%となっております。本町の場合は水道料金がそのまま下水道料金として上乗せされます。ですから、8トン以下の家庭では使っていない水道料を払い、下水道に加入している場合はさらに料金は倍になります。

年金が削られ各種保険料が値上げされる中、せめて上下水道は使った分だけ払うということにはできない

でしょうか。

また減免制度が設けられています。また、どのような場合に適用されるのでしょうか。お伺いいたします。

●町長

上下水道事業特別会計の管理運営の基本的考え方は、本町全体に安定した水の供給を行い、その施設整備に要した費用は、上下水道使用者全体で一定の基本料を、公平に負担していただくことを基本とし、その他超過料等により施設の維持管理運営をするものであります。

基本料を8トンと設定していることについては、施設整備費及び管理運営費用と収入との算定から、使用

者件数の約50%にあたる8トンまでとすることが、会計運営上妥当とされ、以降これを平均値としているものであります。

また、本年度においても簡水事業特別会計予算においては、平成15年から18年に行った各施設整備の起債償還のため、一般会計から実質1千100万円の繰入れ、下水道事業特別会計予算においても、建設費の起債償還により6千250万円の繰入れを行っており、一般会計に多くの負担がかかっている状況であります。

本町の水道使用量8トン以下の使用者の多くは、高齢者及び単身世帯で、高齢者世帯が344件全体の22%となっております。後志管内でもこのような使用者全体で基本料の負担方式を行っており、20市町村で、基本量10トンが15市町村、8トンが3町村、6トン、7トンが各1町村であります。

このような状況から、今後使用者全体で応分の負担をいただき、引き続き特別会計の健全な管理運営に向けてまいりたいと思っております。

また、減免の対象については、災害等の被災者で生

活に困窮している者、また老朽化又は災害等の不可抗力的な要因で給水装置が腐食し又は破損したことによる漏水等の場合としておりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



■再質問

上下水道の会計に一般会計から多額の繰入れをしていることは私も本当に充分存じております。水についての命のものであり、なくてはならないもので、それをきちんと町が住民の生活を守るために財政措置するってことはそれは当然のことだと思っております。それと、水道料使っていない分を払うということとはまた別の問題かなっていう風に思っているんですけど、今寿都町の国民年金の需給者数は平成22年の数字ですけれども1千105人いまして、平均受給額は65万3千440円、月額

5万4千453円です。その後の今年の6月からは0.3%削られておりますし、12月にはまた0.9%削られるというふうな生きていけないような年金になつてくるのですけれども、その中で使っていない水道料を払うんじゃないかと、使った分だけ払っていただくというふうな姿勢が町にあつてもよいのではないかなという風に私は思います。

●町長

使っていない分を払うことは、と言うことなんですけれども、過去数年前です。財政が非常に厳しい中で行財政改革を行ってまいりました。その中の一環として水道料の値上げも一項目含まれておりましたが、いかんせんこの経済状況を考えたときに、生活に最低限必要な水については値上げできないということでは、現状を維持しているというのが実態でございます。決して年金生活者、高齢者でないがしろにしているつもりもございませんし、先程もご説明させていただいたように、この運営への基本的な考え方というのは、設備投資をした部分を含めての負担という事で、皆さん

5万4千453円です。その後の今年の6月からは0.3%削られておりますし、12月にはまた0.9%削られるというふうな生きていけないような年金になつてくるのですけれども、その中で使っていない水道料を払うんじゃないかと、使った分だけ払っていただくというふうな姿勢が町にあつてもよいのではないかなという風に私は思います。

にお願いをさせていただきますので、ご理解を願いたいという風に思います。

■再々質問

町長の説明も本当によく分かります。もし今使っていない分を払わないということになると、また一般会計からの繰り出しも増えるということなんですから、でも、それほど大きな額ではないなという風に私は思っているんですけど、その程度のものでないのか、なっているのが、気持ちとしてあります。

●町長

確かに高齢者の使っているだけの費用を計算すれば、大した額にはならないとは思いますが、ただ、先程もご説明したように、簡易水道と公共下水道合わせて7千350万円の一般会計の持ち出しと、今年度の一般会計が3億5千万の歳入不足という状況からすると、気持ちにはあっても現実という余裕がないというのが今の財政状況ということ、その点についてもご理解をいただきたいという風に思います。

教育 町内小中学校の教職員の勤務実態と校務支援システムについて

■質問

寿都小学校では朝7時半前から子どもたちが登校してきます。その時間すでに学校の玄関の鍵は開けられています。また夜は9時前に職員室の灯が消えたことはありません。中学校では土日祭日も部活動があり、勤務実態はさらに過酷になっていると思われます。道教委の調査でも1ヶ月の時間外労働は小学校で38時間、中学校で64時間となっており、しかも国立及び公立の義務教育諸学校の教職員の給与に関する特別措置法いわゆる給特法というのがあります。これを根拠に残業手当は支給されていません。そんな中教職員の病休者が増えており、精神疾患の割合も多いと聞きます。こういう長時間勤務の状態を、是正しなければならぬと思います。

まず、正規の勤務時間は何時から何時までなのでしょう。次に本町の教職員の時間

外労働の実態を把握しているでしょうか。

3点目。このような状態について、町の教育委員会の見解はどのようなものなのでしょうか、お聞かせください。

また、多くの教職員はさまざまな報告書類や記録の作成と提出に追われ、児童生徒と触れ合う時間の確保に苦労していると聞いています。道は今年4月から校務支援システムを導入し、本町でも加入しています。道教委の説明によりますと、システム導入により事務負担が軽減されるとのことですが、現状はどうなのでしょう。

さらにシステム導入により民間のサーバーにデータが集約されるという点ですが、保護者への説明はされたのでしょうか。以上、5点について伺います。

●教育長

幸坂議員のご質問にお答えします。教職員の長時間勤務の件

については、全国、全道的な問題で、国としての抜本改革が最も必要であり、制度の下での根本的な問題解決をはからなければならぬと考えております。

質問の1項目については、町内各小中学校の正規の勤務時間は午前8時から午後4時45分、中学校では、午前8時10分から午後4時55分となっております。

2項目については、平成16年度道教委調査や平成18年度文科省調査の折に、本町でも実態調査に参加しております。また、本町教職員の勤務の現状ですが、午前7時30分ごろまでに出勤し、午後7時から8時ごろに退勤する状況となっておりますが、行事や研究授業等には、担当教員はまだ遅くまで残っているのが実態です。

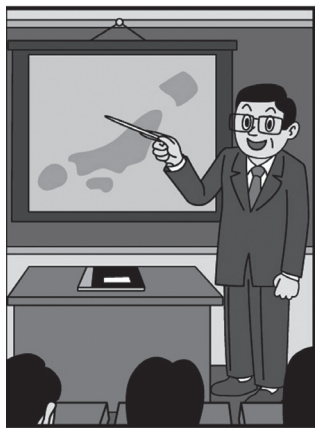
3項目については幸坂議員が心配いただいているように、私どもも健康や精神衛生的にも勤務状況の改善ができないかと頭を悩ましております。

国では、毎年の定期調査を軽減し、北海道では平成22年度に時間外勤務等

縮減推進委員会での検討が行われ、本町でも、教育委員会や各小中学校での勤務時間縮減についての実施検討を行いました。各学校では、年2回の「時間外等縮減強調週間」の設定や月2回の定時退勤日を設定し、各学校からは「わりと効果があった」と報告されています。

特に、中学校の部活動については、各部での事情が異なるため、職員会議等で管理職からの指導として、土・日での練習や大会等があった場合は、週に一回の休養日を生徒も含めて設けるように指導しており、今後も各学校と連携を図りながら、教職員の勤務時間の縮減に努めてまいります。

次に校務支援システムについてですが、道教委において、教員が児童生徒と向き合う時間の確保やきめ細かな指導の充実を図るため、北海道公立学校校務支



援システムの開発を進めてきたところです。このシステムは、児童生徒の出欠情報や成績情報、保健情報、教育課程の実施状況など様々な情報を統一様式で入力し、データの効率的な活用や安全な保管、各種資料作成などの省力化を図るもので、現在の自校サーバー管理システムに比べると管理能力は非常に高くなります。

本町においては、本年4月より導入はしておりますが、初めての運用でもあり、現在は運用導入の状況で業務は少し多くなっておりますが、本格運用後においては、業務の効率化が図られるので導入をいたしました。

保護者への説明につきましてはまだ行っておりませんが、今後の安定運用の目途が立った段階で、活用内容や安全性について丁寧に説明を行って参りたいと思います。

■再質問

今教育長が仰られたように制度の根本解決というのが本町に必要で、国や道できちんと取り組んでいただきたいという風には思います。教育というのは人間を育てる仕事ですか

ら、その仕事に携わる教師が人間らしい暮らし方ができない状態というのは、よい教育ができない、できないと言ってしまうたら今一生懸命頑張っている先生たちには申し訳ないんですけれど、先生たちが本当に努力して頑張っておられますけど、一日に12時間以上勤務している場合が結構多いんじゃないかなというのがある、私の実感です。すぐ小

また、コーラスの関係でも中学の音楽の先生にお世話になっている関係で、コーラスが終わった後また学校に戻るんですね。本当に申し訳ない気持ちでいっぱいなんですけど、そんな忙しい中、来ていただいているということですね、本当に申し訳ない気持ちでおります。

国とか道で根本的な解決をしていただくのはもちろんなんですけど、寿都町の中でもっとこう報告書とかね、そういう提出する書類を減らしたりということができないものなのかというその点をお伺いしたいと思います。

あと校務支援システムについてはまだ導入したばかりなので、業務が増えるというところでそれはよく分かります。慣れてくるとまた便利なものになっていくのかなと思うんですけども、ただ子どもたちの情報が全部民間のインターネットのサーバーに置かれるということですね、よく情報が流出することなんかも聞いておりますので、その点がちよつと心配なんですけれどもいかがなんでしょうか。

●教育長

今幸坂さんの方から寿都町として何かできないかというご質問を受けました。私どももいろいろ考えるんですが、結局それが例えばクラブの時間であれば、時間が少なくなったり、またいろいろな問題がどうも私どもの調査がたぐさんあってというよりも、道や国から流れてくる調査等がべらぼうな関係で、なかなか私どもも調整できないというのが実態であります。ただ私どももサービスを管理する教育委員会としては、放っておけないので、今も検討しておりますが今後も学校とどんなことができるのか

を充分検討しながらひとつ健康管理等について管理をしていきたいなと思っております。

また、校務支援システムの中で、情報がインターネットのようにどこかで漏れるのではないかとこの心配でした。私も詳しい状況は分かりませんが、インターネット回線とは別の回線でインターネットよりもずっと保護をするということとは新聞での懸念に対してのシステム会社の答えが出ておりますので、そういう部分では今までより以上にその辺は管理をしていけるということも踏まえて、私どもも導入したということをご理解いただければと思います。

■再々質問

国の方にも道の方にも事務量を減らすことを本当に要求していったきたい。事務量が減ること、子どもの指導にとつていいということではないと思うんですね。それで子どもに接する時間がなくなるってこのところの方がむしろ弊害だと思いますので、その点を強力に訴えていただきたいと思

校務システムについてはインターネットとは別の回線っていうことを私も分かっていなかったものですが、子どもたちの情報が守られるという、そういうことがね、きちんと行われるということなので、そのことについては納得いたしました。

越前谷 由樹 議員

福祉 介護保険料と国民健康保険税 の引上げについて



■質問

景気の低迷により、国の

経済全体が落ち込む中、国民所得が減少し、そのことがあらゆる面に波及し、し

ては国民の負担を増加させている現状にあります。

特に高齢世帯等年金受給者

においては支給額が減少し

ており、介護保険料や国民

健康保険税の引上げは、さ

らに負担を増やし、日常生

活を圧迫している状況で

す。「収入が減って増える

●教育長
今幸坂さんからお話あったように、私どもも検討の部分についてはさらによく分析をしながら、なんとか頭を悩ましていきたいと思

期に引上げを行うことは、極力避けるべきではないかと思

そこで、町長に介護保険料と国民健康保険税につ

て質問します。

1. 介護保険料の引上げに

ついて

先日

の道新では、寿都町の65歳以上の介護保険料

(月5千300円)が、高い自治体ベスト10中9位にラン

クインされていました。これについて町長の考えを

お聞きします。(高齢世帯の負担増について)

2. 国民健康保険税の引

ついて、町長はどう考えますか。(現在国保加入者の54%が60歳以上であり、高齢世帯等の年金受給者や、低所得者のことを考えた場合町長はどう考えますか。)

先日の議会で示された試算では、医療費の対前年比増加約120万円増にかかる引上げであり、一般会計からの繰入れで対応できなかったのか、お聞きします。

また、これからの医療費の上昇分について、すべて被保険者に負担を求めているのかお聞きします。更に、本年度予算では、約5千100万円程の滞納額が見込まれ、計上されていますが、年度末締めで実際の滞納額はいくらかお聞きします。不納欠損額もいくらか合わせてお聞きします。

●町長

1 点目の介護保険料のご質問ですが、ご承知のとおり介護保険料は3年に1度介護報酬の見直しや、利用されているサービス利用見込みに応じて、介護給付費を推計し見直されます。ご指摘の通り本町の第5期介護保険料は、5千300円で道内でも保険料の高い自治体として新聞報道され、金額

の全道平均の4千631円を上回る結果となり、前期の第4期と比較すると、第4段階の基準額で月額1千円の増額になります。増額の要因につきましては1・2%の介護報酬の見直しや、本町の介護認定者のうち約3割の方が、施設入所者であること、第4期においてサービスの利用増加により介護保険料に不足が生じ、財政安定化基金から借りた900万円を第5期に返済すること、さらに認知症が認められる高齢者が増加傾向にあることからそれに対応するため4月に本町にオープンした認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームや、小規模多機能型居宅介護サービスなどの充実を図ったことが要因であります。介護保険料の理念



である、高齢者が住みなれた地域で安全・安心な生活を送ることができるよう社会的に支えるということから、ご質問の道内で高い自治体にランクされたことへの考え方については、利用者の増加はもちろんであります、それに対するサービスも充実された結果であると考えております。

2点目の国民健康保険税の引上げについてですが、国保税の税率は必要額を確保するため、平成20年度以降毎年見直しを行うとともに、国保基金を繰り入れることで、負担の抑制を図ってまいりました。24年度においても約3千690万の歳入不足が見込まれ、大幅な保険税の引上げを余儀なくされるのですが、加入者の負担増をできるだけ抑えるため、国保基金800万円を繰り入れるとともに、一般会計から2千800万円の財政支援をして医療分の所得割額0・4%の引上げにとどめたところであります。

また低所得者対策として、均等割及び平等割を据え置き、年金収入が153万円以下の世帯では、昨年度と変わらない負担、例えば65歳以上のひとり世帯であれば、年額1万5千500円のみ

またなるよう配慮したものであります。景気が低迷し所得が増えない状況で、負担をお願いすることは非常に心苦しく思いますが、国民健康保険は相互扶助の保険制度でありますので、加入者がお互いを支え合い、賄っていくのが原則であります。今回一般会計から

行った財政支援は特例措置であり、加入者以外の方が納めた税金も含めて使わせていただくということですので、その取扱いは慎重にしなければなりませんし、安易な繰入れはできません。また恒久的にこれが続くことは難しいものと考えております。しかしながら医療費の高い状況は今後も続くと思込んでおり、景気が低迷する中加入者に負担を求めることにも限界があることは充分認識しておりますので、その状況に応じ対応してまいりたいと考えております。

また24年度の滞納繰越額は、一般被保険者、退職被保険者合わせて4千549万7千円で不納欠損額は744万3千円であります。いずれにいたしましても、介護保険料や国民健康保険税の負担については、町民のみなさまが健康で生

活していくことが軽減に繋がることでありますので、行政はもちろんであります。が議会・町民みなさまで介護予防と病気の重症化を防ぐための健診や、予防医療に取り組んでいかなければならないものと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

■再質問

1. 介護保険料ですが、近隣町村や後志広域連合の保険料を比較すると、後志広域連合の保険料が月4千150円であり、1千150円高い状況にあります。これでは後志広域連合に入ったほうが良かったのではないかと、この考えも出てくるのではないかと考えますが、これについてどう考えますか。

2. 国民健康保険税ですが、先程町長からも行政報告ありましたが、平成23年度の収支が348万円の黒字とあります。基金等の予算の面で、基金の繰入れが800万、一般会計繰入れが2千800万、合わせて約3千600万の繰入れとなつていますが、試算での医療費上昇分は約120万円、1・8%であります。何故一般会計からの繰入れの中で120万円を上乗せできなかったのかということ

を聞いているわけであります。滞納額が4千549万7千円ですか、そういうことを聞くと、尚更、滞納があるにも関わらず、町長の政策のひとつとして引上げを行うということは、まさしくまじめに収めている納税者からすると、正直者だけが負担させられるという、そんな考え方になるのではないのでしょうか。このことについておかしいと思いませんか。町長にお聞きします。

●町長

介護保険の広域連合との差は、先程も説明したようにあくまでこれは利用者の状況によって負担が変わるということ、広域連合の中身については、寿都町は参加しておりませんので、詳しい中身は分かりませんが、けれども、広域連合の中でも当然利用者が増えれば負担も増えるでしょうし、中身の原理は同じだと。結果的に今はそれだけの開きがあるということは承知しているところでございます。

2点目の国保税の關係につきましては、120万云々という議論よりも、一般会計からの2千800万持ち出しをしていることで、確かにしっかりと納税してる方と滞

納してる方との不公平という部分はその通りだと思っておりますので、滞納整理についても担当課のほうでしっかりと今まで以上に厳しく、不公平にならないように努力をしているところでございますので、今後も不公平のならないように努力をしてまいりたいという風に考えてございます。

■再々質問

先程の広域連合には近隣の町村ということで島牧村、黒松内町も入っているわけであります。南後志という同じ地域でありながら、介護保険料に差があるというこの事については、もつと考えるべきではないかと思えます。また、平成23年度の決算見込みは1千161万7千円の翌年度繰越しであります。財源については、私は少しでも町民の負担または高齢者の負担を解消・軽減すべく、将来を考えながら、できれば風力発電の収入を活用するなど、一般会計からの援助というのをひとつの道とする

考えもあると思えますが、これについてどう考えますか。

それから、国民健康保険税ですが、先程、滞納者と

議会の傍聴はお気軽に

9月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。
(TEL 62-2511)

の關係で話しましたがこれについても充分にこれから政策の中で考えていただければと思います。

再度、税率の基本的な考え方についてお聞きします。本町は応能（所得割・資産割）、応益（均等割・平等割）との割合が、昔から均等な賦課方式をとって来ましたが、現在被保険者数がだいたい一般が950人程度、退職が45人程度ということで、あまり世帯数（約620世帯）等も、移動がないように聞いています。そういう移動・変化がない状況の中で、若干制度改正により応能応益の構成割合が変

わっているということを聞きましたが、平成23年度、平成24年度と所得割だけの税率が負担増になっているという現実があります。本町における応能応益の均衡というのは計られているのかちよつと疑問に思うわけであり、この点についてフランスのとれた賦課方式となっているのか、応能いわゆる所得割に偏った負担割合になっているのではないかなという懸念がありますので、これについてお聞きします。

●町長

1点目の介護保険の関係についても、そのピンポイントでいけば大した金額ではございませんけれども、トータル先程もご説明したように3億何某という一般会計が財源不足しているという現実の中で、これをどう運営していくかということが一番の問題でございまして、このピンポイントの部分で少しでも解消できるように、これからの財政運営をしつかりしていかなければならないという風に思っております。

また国保税の関係については、割合は基本的には50対50というのが基本でござ

いますけれども、低所得者に少しでも配慮しようというところは逆に所得の人にその負担が多くなるということで、あちらを立てればこちらが立たずというのが現状でございまして。そういうことで所得のある方には若干ご迷惑をかける話でありますけれども、現状を判断したときには所得割のほうが55%、所得の多い方にまあ応能ですね。で、応益を45%ついているのがこの24年の割合になっておりまして、その中でも低所得者については7割5割2割の軽減がされているということで、その中で低所得者には少しでも配慮した税率で行っているということで、ご理解願いたいと思います。



山本 喜彦 議員 行政 歩行者専用道路の新設は可能か



■質問

本町は比較的地理的に海岸段丘であり、坂が多いです。一昨年でしたか、郵便局の坂の片側に転倒防止のための融雪装置が設置され、大変よい効果が上がっているようです。特に足元が不自由になってきている高齢者には福音だったろうと思います。

しかしながら、滑って危険という苦情に値する坂や道路はまだ数箇所あるように聞いています。特に体の硬くなってきたりいる高齢者のみならず危険です。あるところでは足首を骨折した人もいると聞いています。道路に雪がない凍結がない季節はよいであります。しかしながら、冬場のことを考えますと、難儀するのではないのでしょうか。坂のない比較的平坦な道路があれば、若干たりとも危険が避けられるのではないかと思います。新設を希望する道路の設置箇所は、現在郵便局の坂を登りまして右側にあります寺内さん、

旧高橋勇蔵さんから国道に向けてますと、石黒さんのお宅があります。この比較的平坦な土地を通るといいものです。人だけが通る道路を新設できないかと希望したいのです。設置の効果は大きいと思いますので、可能かどうかお尋ねします。



●町長

本町の道路は高低差のある地形となっており、坂道が多く特に冬期間の歩行者の通行には、十分注意が必要であると認識しています。このような状況から、坂道対策が必要と判断し、平成20年度に町道の急勾配路線で危険箇所の再精査を行い、年次計画により対策事業を実施しているところでもあります。その中で、平成21年度は、町内会からも早期の対策要望があった、六条新栄通り

線の開進町から郵便局区間の歩道部にロードヒーティングを設置し、平成22年度は、法華寺通り線の道々までのロードヒーティングの設置、平成23年度から24年度の継続事業として、山道島牧通り線の国道、道々間の路肩拡幅及びロードヒーティングの設置工事を行っております。

また、来年度以降龍洞院通り線の急勾配対策工事を実施する予定であり、財政状況を踏まえながら、早急な対策が必要な路線から随時坂道対策事業を実施している状況であります。

このような状況でありまして、先にお話ししました、開進町地区における坂道及び歩行者対策については、町内会とも何度も協議をし、手すりを設置するなど、高齢者にも配慮し、対応したところでありますので、今のところ歩行者専用新設道路を、設置する考えはありませんので、ご理解を願いたいと思います。

■再質問

歩行者専用道路、今のところお考えはないと言いますが、このような地形は大磯町にもあります。全般的に全町的に、一応踏査され

実態を把握して対処していただきたいと思います。

●町長

先程もお話しした通り、急勾配の道路は全町的にある中で、その配慮をしなければならぬことは基本的には思っておりますけれども、一方で今災害に強い対応できる避難道との関係も整備をしていかなければなりません。そういう中で、最終的には財源の問題も絡んでまいりますので、基本的には町内会も含めて、地域住民の皆様と協議の中で優先順位を決めて実施を考えております。



行政 廃屋の処理について

■質問

本件については以前一般質問しました。私的財産であるために行政が介入できる対象とすることは困難であるという回答いただいたと思っています。

しかしながら、先般質問した対象となる家屋は、依然として危険・倒壊の現状を脱していません。行政は権利者に要望・要請するだけであるとしても、何らかの手を打たなければならぬと思います。対象となる家屋について、条件が整えば土地建物権利者に、危険なので対応して欲しいと、行政が持ちかけ、土地建物の権利者が同一のとき等は



処理しようと、土地と売買

価格が費用対効果で折り合うのであれば、町に寄付していただき、対処するという考え方はどうでしょうか。寄付採納を済ませ普通財産として土地を整備すれば、第三者への所有権移転は容易にできるのではない

でしょうか。今、第一次産業界では、特に漁業では他町村から若い方々の就労が多くなってきたり、公営住宅の入居者も多くなってきたりします。住宅を建て安

住したいという方は結構おられるのではないのでしょうか。そこで土地を安価で提供できれば、結構なことではないかと思うのです。一石二鳥ではありませんか。是非行政の手腕を発揮して欲しいのです。何かお考えあればお聞かせください。

●町長

ご提案のありました寄付方式により町が廃屋を撤去することは、建物の所有者と土地の所有者が同一又は借地であれば、借地権者と土地所有者の同意が前提と

なるほか、相続権の問題や抵当権の設定など様々なケースが想定されますが、寄付を受けた土地の整理が重要なポイントになってまいります。

基本的に、廃屋の処理費用と土地売買価格が費用対効果として成り立つ案件であれば、行政が介入せずとも所有者など関係者の努力により可能であると考えます。逆に、費用対効果が成り立たない案件について

は、結果的に個人の財産処理に公費を投入することとなり、町民の理解が得られる制度設計が必要となつてまいります。

また、昨今の町内住宅事情を見ますと、経済状況の低迷などから、一般住宅の新築件数は伸び悩んでおり、仮に、土地建物の寄付を受けたとしても、建物を除去した後の用地活用・整理については、場所的な条件も加わると、思惑どおりに事が運ばないことも懸念されるなど、慎重に判断する必要がありますが、あろうかと存じます。

以上のことから、引き続き権利関係の確認整理さらには解体業者の斡旋など、所有者等への支援体制の中で廃屋処理の対応を進めて

参りたいと存じます。
なお、住宅密集地などで、地域の防災、防犯等の観点から真に危険が差し迫っている状況下においては、何らかの対応を余儀なくされるケースも想定されます。先行事例等情報収集した上で、係る対応について調査研究を重ねてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

■再質問

町長の方から調査研究という言葉も出ましたのでなんですが、道内でも栗山町がこの4月から、質問したような事項で取り組むということが新聞に出ていました。3月23日付です。是非積極的に取り組んでいただきたいと思っています。これについても廃屋等の現地踏査もひとつお願いしたいなと思っています。

栗山町の関係ですけれども、栗山町に確認しましたところ、やはり市街地で非常に厳しい状況で、町がお金を出さなかったら非常に厳しい案件ということ、全面的に栗山町は廃屋を整備していくということではありませぬ。ですから本町

●町長

にも、市街地で1件、同じ様なケースがありまして、本町に関してはうまく所有者の方と、あと利用者の方との折り合いの中で、町の負担なくして解決した事例もございましてけれども、なかなかそういう風にうまくいく事例ってというのは少ないという風に考えておりますので、これからも極力町税を使わない形でうまくいく方法がないのか、検討させていただきますか。

福祉 要介護者の孤立について

■質問

この度介護者が先立ち、要介護者が孤立した状況が2件程ありました。取り残された要介護者の孤立を防ぐため、町としてどのような福祉サービスの対応がなされているのかお聞きしたいと思っています。

●町長

取り残された要介護者の孤立を防ぐため、町としてどのような福祉サービスの対応がなされているのかというご質問ですが、現在、本町の高齢者の状況は65歳以上の高齢者人口は1千208人、高齢化率で36%と高齢化が進む中で、独居高齢者を中心とした様々な福祉サービスを展開し見守り体制を整備しているところであります。

また、要介護認定者についての対応については、在宅でサービスを受けて生活

あります。

町として緊急通報システムの設置や週1回の訪問サービスなどの在宅福祉サービスや保健師による個別訪問、さらに、平成22年5月に新聞・水道等のライフライン事業者や商店・寺院などに協力を呼びかけ、安全・安心なひとり暮らしができるよう地域全体で支えあうまちづくりを目指し、寿都町高齢者見守りネットワークを構築しており、その他にも社会福祉協議会が今年度から週5回まで利用可能に拡大した給食サービスや民生委員による友愛訪問を実施し、見守り体制の充実を図っているところであります。

また、要介護認定者についての対応については、在宅でサービスを受けて生活

されている方は118人おり、そのうち独居の方は54人となっており、ご自宅での生活が継続できるようケアマネージャーが中心になり、介護・福祉のサービス調整をし、孤立化防止を図っております。このような場合、何といつても身内の方の対応が基本であり、その上でただいま申し上げた行政や関係機関による対応や調整が必要となるものと思います。

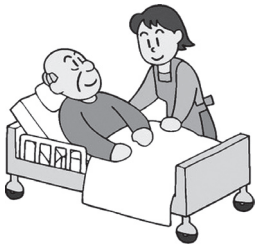
■再質問
行政としてもこれまで、また第三者機関を利用して手を打つてるようですけれども、最近「限界集落」という響きの悪い自治用語が出ていますが、身内、親族はもとより、地域でも支えきれないという現状があるのではないかと思います。

今回質問しました3件とも、高齢化に因を発する質問です。本町においては平成5年、1993年に、敬

老宣言をしています。この件に対して総体的に、また宣言に対する決意姿勢を改めてご確認したいと思えます。

●町長

限界集落との絡み、また高齢化の中で生活を支援していくということで、高齢者住宅も新設いたしました。その中でこれはご家族・本人の意思がございますけれども、我々とすれば、高齢者住宅もこれからみなさま方に利用していただく、そういう説明もですねこれから必要になるのかなという風に考えておりまして、みなさんに見守りということのでかかなりの方面からお年寄りを少しでも安全・安心に生活できるように見守ってはおりますけれども、いかにせんこれやはりみなさんにも非常な負担もかかるということでご家族含めてですね、高齢者住宅についての推進をしてみたいと考えております。



「地域密着型センター ふれあ〜寿」

平成24年第1回臨時会

平成24年第1回臨時会は4月23日に招集され、会期を1日と定め、人事案件1件、条例の一部改正2件を審議し、同日閉会しました。

審議した案件

■人事案件

◆寿都町農業委員会委員の推薦
農業委員として、成田正俊氏（湯別町下湯別）を推薦しました。

◆条例の一部改正
◆寿都町税条例の一部を改正する条例……原案可決（賛成8：反対0）

地方税法等の改正に伴い、町たばこ税の道からの一部財源委譲及び平成24年

平成24年第2回臨時会

平成24年第2回臨時会は5月22日に招集され、会期を1日と定め、条例の一部改正1件を審議し、同日閉会しました。

審議した案件

■条例の一部改正

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……原案可決

度の固定資産税の評価替えによる住宅用地等の据置特例の見直しがされたものです。

◆寿都町立寿都保育園条例の一部を改正する条例……原案可決（賛成8：反対0）

平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16歳から19歳未満までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたことにより、保育料に影響が生じることから、扶養控除の見直し前の旧税額で計算することにより保育料の、扶養控除の見直しの影響を可能な限り生じさせないよう保育園条例を改正しました。

（賛成4：反対2：欠席2）
医療費の増大に対応し、国保事業の円滑な執行と健全な財政運営を図るため、平成24年度の税率を見直すもので、医療分の所得割を引き上げるものです。

◎税率の変更
医療分の所得割 8%を8・4%に改正

4 月

- 15日 寿都神社祈年祭 (小西議長)
- 18日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
- 23日 平成24年第1回 臨時会・全員協議会 (全議員)
後志町村等監査委員会協議会 定期総会 (洞爺湖町 木村親志監査委員)
- 27日 南部後志町村議会正副議長会 定期総会 (黒松内町 小西議長、沢村副議長)

5 月

- 8日 後志総合開発期成会 定期総会 (倶知安町 小西議長)
- 9日 国保運営協議会 (小西議長・中里総務常任委員長)
- 15日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
- 17日 寿都商工会 通常総会 (小西議長)
- 22日 平成24年第2回 臨時会・全員協議会
- 28日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会 総会 (小樽市 小西議長)
北海道横断自動車道 黒松内・小樽間 建設促進期成会 総会 (小樽市 小西議長)
後志総合開発期成会 後志段階要望運動 (小樽市 倶知安町 小西議長)
- 30日 後志総合開発期成会 道段階要望運動 (札幌市 小西議長)

6 月

- 1日 後志総合開発期成会 中央段階要望運動 (東京都 小西議長)
- 5日 後志町村議会議長会 臨時総会 (札幌市 小西議長)
北海道町村議会議長会 定期総会 (札幌市 小西議長)
- 10日 寿都小学校及び潮路小学校 運動会 (小西議長、他議員多数)
- 14日 議会運営委員会 (石澤委員長、木村親志副委員長、中里委員、沢村委員、幸坂委員、小西議長)
- 15日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
- 19日 平成24年第2回定例会・全員協議会 (全議員)
- 22日 寿都町戦没者追悼式 (小西議長、他議員多数)
- 23日 村田のりとし後援会観桜会 (岩内町 小西議長)
札幌寿都会 総会 (札幌市 小西議長)
- 26日 有戸漁港荷捌施設 地鎮祭 (小西議長)

7 月

- 3日～4日 北海道町村議会議長会主催 議員研修会 (札幌市 全議員)
- 6日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会 総会及び要望会
(余市町、小樽市、札幌市 小西議長)
- 10日 兵庫県姫路市議会議員 磯焼け対策 行政視察 (小西議長)
- 12日 第18回後志町村議会議員パークゴルフ大会 (蘭越町 議員多数)
- 14日 寿都神社例大祭宵宮祭 (沢村副議長)
- 18日 自由民主党北海道四選挙区支部移動政調会 (小西議長)
- 20日 例月出納検査 (木村親志監査委員)



戦没者追悼式



北海道町村議会議員研修会